

南部箕蚊屋広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

平成 25 年 2 月 27 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号、第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 115 条の 12 第 2 項第 1 号並びに第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等について必要な事項を定めるものとする。

(指定地域密着型サービス事業者の入所定員に関する基準)

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項に規定する特別養護老人ホームの入所定員は、29 人以下とする。

(指定地域密着型サービスの事業の申請者に関する基準)

第 3 条 法第 78 条の 2 第 4 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第 4 条 法第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定による条例で定める基準は、次条に定めるものを除き、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「地域密着型サービス基準」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

(指定地域密着型サービスの提供に関する記録の整備)

第 5 条 地域密着型介護サービス基準第 3 条の 40 第 2 項、第 17 条第 2 項、第 60 条第 2 項、第 87 条第 2 項、第 107 条第 2 項、第 128 条第 2 項、第 156 条第 2 項及び第 181 条第 2 項に規定するサービスの提供に関する記録については、地域密着型サービス基準の規定にかかわらず、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の申請者に関する基準)

第 6 条 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第 7 条 法第 115 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定による条例で定める基準は、

次条に定めるものを除き、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「地域密着型介護予防サービス基準」という。）に定める基準をもって、その基準とする。

（地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録の整備）

第 8 条 地域密着型介護予防サービス基準第 40 条第 2 項、第 63 条第 2 項及び第 84 条第 2 項に規定するサービスの提供に関する記録については、地域密着型介護予防サービス基準の規定にかかわらず、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

（委任）

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 第 5 条及び第 8 条の規定は、この条例の施行日以後に整備の対象となる記録及び現に地域密着型介護サービス基準及び地域密着型介護予防サービス基準により保存されている記録であって、当該基準による保存期間が満了していないものについて適用する。